

春の火災予防運動 3月1日～7日

消防本部予防課 ☎68・0937

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

(24年度全国統一防火標語)

いまだ空気が乾燥し、風も強く吹くこの3月は、火災の多い季節です。しっかりと火災予防対策を施し、愛する家族と住まいを守りましょう。

◆放火されない環境づくりを進めましょう

放火されないためには、地域ぐるみでの放火されない環境づくりの構築が欠かせません。放火されないため、次のような事項を心掛けましょう。

- ・家のまわりに燃えやすいものを放置しない。
- ・門扉、通用口、物置、車庫などは必ず施錠する。
- ・ゴミは指定の日時に出す。前夜から出さない。
- ・郵便受けの新聞やチラシ、洗濯物は必ず屋内に取り込む。
- ・照明器具を取り付け、暗がりを作らない。

◆いざという時のためにわが家にも防火の備えを！
万が一、火災が発生した場合

合は、自分の身を守るために逃げるのが最優先されますが、初期の発見であれば、消火器で消火できる場合もあります。火災を起こさないことに越したことはありませんが、いざという時のために、自宅には住宅用火災警報器や消火器を備え、住宅防火に努めましょう。



県から火薬類取締法に係る事務が移譲されます

消防本部予防課 ☎68・0937

愛知県から「火薬類取締法」に係る事務の権限が、平成25年4月1日から蒲郡市に移譲されます。この権限移譲に伴い、煙火消費許可などの手続きは、消防本部予防課(消防本部3階)が受付窓口となります。なお、申請手数料については「現金」で納付となり、従前の愛知県証紙による納付はできませんので、ご注意ください。

都市計画変更案の縦覧

都市計画課 ☎66・1142

形原町東堤下ほか地内の用途地の一部を変更するため、変更案を縦覧します。なお、案について意見のある方は、縦覧期間満了の日までに市長宛に意見書を提出することができます。

縦覧期間 3月5日(火)～19日(火)

縦覧場所 都市計画課(新館3階)

公共下水道供用開始 区域の縦覧

下水道課 ☎66・1140

次の区域は3月31日から下水道が利用できます。

関係図書の縦覧
【単独公共下水道】

豊岡町満土呂、丸山町、府相町御馬、竹谷町油井、鹿島町後田・角田・宮ノ要、西浦町川東・空ヶ谷・龍田の各一部

縦覧期間 3月15日(金)～29日(金)

縦覧場所 下水道課(本館2階)

指定管理者が決まりました

行政課 ☎66・1155

平成22年または平成24年の4月に指定管理者制度を更新した公の施設のうち中部市民センターを除く施設において、引き続き指定管理者による管理運営を行うため、昨年7月から8月にかけて指定管理者を募集し、次のとおり決定しました。

施設名	指定管理者団体名	指定期間
南部市民センター	南部市民センター管理委員会	平成25年4月1日～平成26年3月31日
竹島駐車場	蒲郡観光協会	平成25年4月1日～平成28年3月31日
塩柄駐車場	西浦観光協会	
形原温泉駐車場	形原観光協会	
中央・若宮・北浜・双太山・春日浦・とよおか湖公園	蒲郡造園業協同組合	平成25年4月1日～平成30年3月31日
市民体育センター、形原・浜町・金平テニスコート、三谷・明柄・犬口・南明柄グラウンド	○日本環境マネジメント株式会社	平成25年4月1日～平成28年3月31日

○新たに指定管理者となった団体